

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
- 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項
- 【提出先】 東海財務局長
- 【提出日】 平成20年8月20日
- 【事業年度】 第80期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
- 【会社名】 株式会社カノクス
- 【英訳名】 CANOX CORPORATION
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉田 弘生
- 【本店の所在の場所】 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
- 【電話番号】 (052)564-3511（代表）
- 【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 島田 良栄
- 【最寄りの連絡場所】 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
- 【電話番号】 (052)564-3511（代表）
- 【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 島田 良栄
- 【縦覧に供する場所】 株式会社カノクス東京支社
（東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号）
- 株式会社カノクス大阪支店
（東大阪市水走三丁目5番10号）
- 株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月26日に提出した第80期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の有価証券報告書の記載内容の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示している。

第一部 【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(8) <省略>

(9)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

(訂正後)

(1)～(8) <省略>

(9)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

-